

ふれあい教室運営業務に係る公募型プロポーザル説明書

1 業務の概要

(1) 業務名

ふれあい教室運営業務

(2) 業務内容

別紙「ふれあい教室運営業務基本仕様書」のとおり

(3) 委託期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

(4) 概算事業費

本業務に係る委託料の上限額は、次のとおりとする。

2,1930,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

内訳

令和7年度 7,310,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

令和8年度 7,310,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

令和9年度 7,310,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

(5) 事業担当課

広島市教育委員会事務局学校教育部生徒指導課

住 所：〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目4番21号

電 話：082-504-2786

電子メール：seitoshido@city.hiroshima.lg.jp

2 応募資格

プロポーザルに応募する者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4及び広島市契約規則（昭和39年広島市規則第28号）第2条の規定に該当しない者であること。

(2) 広島市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

(3) 公募の日から受託候補者の特定までの間のいずれの日においても、営業停止処分または広島市の指名停止措置若しくは競争入札参加資格の取消しを受けていないこと。

(4) 小学生・中学生における不登校児童生徒への支援業務の実績を有する者であること。

(5) 次の各号のいずれにも該当しない者であること。

ア 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は広島市暴力団排除条例（平成24年広島市条例第24号）第2条第2号に規定する暴力団等の統制の下にあるもの

イ 代表者又は役員が暴力団員等であるもの

ウ 暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるもの

3 応募資料の交付方法

(1) 交付期間

公示日から令和7年2月25日（火）までの閉庁日（広島市の休日を定める条例（平成3年9月26日条例第49号）第1条第1項各号に掲げる日をいう。以下同じ。）を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで。

(2) 交付場所

前記1(5)に同じ。

※ 公募型プロポーザル説明書等は、本市ホームページからダウンロードすることができる。
（ホームページ（<http://www.city.hiroshima.lg.jp>）のトップページ上の「事業者向け情報」→「入札・契約情報」→「入札発注情報」→「プロポーザル・コンペの案件情報」→「令和7年度」）

4 応募資格確認申請書の提出

プロポーザルの応募を希望する場合は、次のとおり提出し、応募資格の確認を受けるものとする。

提出書類	(1) 公募型プロポーザル応募資格確認申請書（様式1） (2) 広島市税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書（滞納がないことを証明するもの。証明年月日が応募資格確認申請書提出日から3か月前の日以降のものに限る。広島市税については、広島市内に事業所を有していない等で、本市に納税義務がない場合は、申立書（様式1・別紙）を提出すること。） (3) 業務実績報告書（様式2）
提出部数	各1部
提出期限	令和7年2月14日（金）午後5時15分まで
提出場所	前記1(5)に同じ。
提出方法	持参又は郵送（郵送の場合は、配達証明付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）で提出すること。
応募資格の確認及び確認結果の通知	プロポーザル応募資格の有無については、令和7年2月14日（金）午後5時15分を基準として、提出された「公募型プロポーザル応募資格確認申請書」等により確認し、確認結果を令和7年2月21日（金）に応募者に書面で通知する。

5 質問の受付及び回答

応募資格確認申請書を提出した者のうち、本説明書や基本仕様書の内容等について質問がある場合は、次のとおり提出するものとする。

受付期間	公示日から令和7年2月14日（金）までの閉庁日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで
提出先	前記1(5)に同じ。
提出方法	基本仕様書等に関する質問書（様式3）に記入の上、電子メールに

	て提出すること。提出に当たっては、質問書が受付場所に到達していることを電話により確認すること。
質問に対する回答	質問に対する回答は、電子メールにより質問者に直接回答する。また、前記1(5)において、令和7年2月25日(火)までの閉庁日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで閲覧に供するとともに、本市ホームページに掲載する。

6 企画提案書の提出

企画提案書の作成に当たっては、本説明書、基本仕様書及び受託候補者特定基準を踏まえて、具体的に記入するものとする。

提出書類	「提案依頼事項」を参照して作成すること。
提出部数	正本1部、副本9部
提出期限	令和7年2月25日(火)午後5時15分まで
提出場所	前記1(5)に同じ。
提出方法	持参又は郵送(郵送の場合は、配達証明付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。)で提出すること。
留意事項	(1) 提案は、1者につき1件とする。 (2) 提出した企画提案書を取り下げる場合や企画提案書の提出から契約締結までの間に応募資格を満たさなくなった場合は、速やかに前記1(5)へ電話で連絡すること。 (3) 提案者の住所(所在地)、商号又は名称、代表者職氏名の記載は正本のみとし、副本には、記載しないか、マスキングを施すこと。 (4) 企画提案書の再提出は、提出期限内に限り認める。ただし、部分的な差し替えは認めない。

7 審査方法

(1) 審査方法

企画提案書に係るプレゼンテーションを踏まえ、ふれあい教室委託事業プロポーザル審査委員会(以下、「審査委員会」という。)において審査する。

(2) 審査基準

別紙「受託候補者特定基準」のとおり。

(3) プレゼンテーションの実施

ア 実施方法

提出された企画提案書について、応募者によるプレゼンテーション(説明時間20分、質疑応答10分の30分程度)を行う。プレゼンテーションは、提出された企画提案書により行うこととし、追加の資料配布は認めない。

イ 日時等

令和7年3月11日（火）を予定しているが、詳細は、別途連絡する。

※ プレゼンテーションを欠席した応募者は、その提案を無効とするため、注意すること。

(4) 受託候補者の特定

ア 審査委員会の審査において、得点の総計が最も高い提案した者を受託候補者として特定する。ただし、本業務を実施する目的、内容に鑑み、得点の総計が本市の求める最低限の水準（6割）に達していないと判断される場合、また、得点の総計が本市の求める最低限の水準（6割）に達した場合であっても、評価基準（受託候補者特定基準参照）のうち1つでも得点がない場合においては、この限りではない。

イ 得点の総計が最も高い応募者が2者以上あった場合は、審査委員会で協議の上、受託候補者を特定する。

ウ 応募者が1者の場合は、その応募者が受託候補者として適しているか否かを、審査委員会で審議する。

8 審査結果の通知・公表

受託候補者を特定した後は、その結果を全ての応募者に書面により通知するほか、本市ホームページにおいて応募者の審査結果（順位・点数を含む。）を公表する。

9 契約の締結

(1) 受託候補者として特定された者から見積書を徴取の上、随意契約を行う。

(2) 別紙「ふれあい教室運営業務基本仕様書」は、本業務の最低要求水準を示したものであり、特定された受託候補者の企画提案書の内容については、契約書にその内容を記載（添付）し、履行を確保するものとする。

(3) 契約を締結する場合において、契約締結日までに契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、次に掲げるいずれかに該当するときは契約保証金の納付を免除する。

ア 保険会社との間に本市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき

イ 過去2年間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体（地方公営企業及び地方独立行政法人を含む。）と種類及び規模を同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき

(4) 企画提案の選定後、応募者と協議の上、企画提案の内容に変更を加える場合、委託料の額を調整することがある。

(5) 受託候補者と協議が整わなかったときは、その特定を取り消すとともに、次順位の者を受託候補者として特定し、見積書を徴取の上、同様の手続きにより随意契約を行う。

10 その他

(1) 本プロポーザル手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本国通貨とする。

(2) 必要な資格を有しない者及び企画提案書の提出に関する条件に違反した者が提出した企画提案書は無効とする。また、プレゼンテーションを欠席した応募者については、その提案を無効とす

る。

- (3) 応募資格確認申請書及び企画提案書の作成、提出及びプレゼンテーション等に要する費用は応募者の負担とする。
- (4) 提出された応募資格確認申請書及び企画提案書は返却しない。
- (5) 企画提案書等の提出後、必要に応じて追加資料等の提出を求めることがある。
- (6) 応募資格確認申請書及び企画提案書に虚偽の記載等の不正な行為があった場合は、失格等の措置を講ずることがある。
- (7) 提出された応募資格確認申請書及び企画提案書に係る内容は、受託候補者特定の目的以外に提出者に無断で使用しない。ただし、広島市情報公開条例（平成13年広島市条例第6号）第6条に基づき開示請求があったときは、法人等の競争上又は事業運営上の地位を害すると認められるもの等不開示情報を除いて、開示請求者に開示する。
- (8) 本業務に応募しようとする者は、審査委員会の委員との間に利害関係がなく、本件の受託候補者特定の公表までの間において、本契約案件に関して、検討会に直接、間接を問わず、自らを有利に、又は他者を不利にするように働きかけることを禁ずるものとし、この禁止事項に抵触したと認められる場合は、応募資格を失うことがある。
- (9) 委託業務の実施に伴って取得した特許権及び著作権等は発注者に帰属する。
- (10) 本業務を委託した者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、指定公金事務取扱者として指定し、名称、事務所の所在地、委託公金事務等の事項について告示する。

1.1 資料及び様式

このプロポーザルに関する資料等は、次表のとおり広島市ホームページに掲載する。

プロポーザル応募関係資料等	掲載場所
01 公募型プロポーザル手続開始の公示	広島市ホームページ (http://www.city.hiroshima.lg.jp) のトップページ上の「事業者向け情報」→「入札・契約情報」→「入札発注情報」→「プロポーザル・コンペの案件情報」→「令和7年度」へ画面を展開し、入札案件の資料からダウンロードすること。
02 公募型プロポーザル説明書	
03 受託候補者特定基準	
04 基本仕様書	
05 提案依頼事項	
06 (様式1) 公募型プロポーザル応募資格確認申請書	
07 (様式1・別紙) 申立書	
08 (様式2) 業務実績報告書	
09 (様式3) 基本仕様書等に関する質問書	
10 委託契約書(案) 広島市委託契約約款(案) 個人情報取扱特記事項	